

公益社団法人日本舞台音響家協会

委員会の設置に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本舞台音響家協会の定款及び理事会で決議された業務を執行するのに必要な委員会の設置について定める。

(設置)

第2条 業務の執行に必要な委員会を設置する場合は、設置する目的や事業内容を理事会に提出し、承認を得るものとする。

(廃止)

第3条 前条項の手続きにより設置した委員会を廃止する場合は、理事会の承認を得るものとする。

(委員長の選任)

第4条 委員長は理事の中から選任する。

2 委員長の任期は、理事の任期と同一とする。但し、再任を妨げない。

3 委員長である理事が任期中に退任する場合は、新たに委員長を選任する。新たに選任された委員長の任期は、その理事の任期の残存期間と同一とする。

(計画及び報告)

第5条 委員長は、事業年度開始ごとに事業計画及び収支予算案を作成し、理事会の承認を得るものとする。

2 委員長は、事業年度終了ごとに事業報告及び収支報告を作成し、理事会及び定時総会の承認を得るものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議において行なう。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成29年5月18日に名称を「事業部」から「委員会」に変更し、平成29年4月1日に遡って適用する。

3 この規程は、平成30年11月30日に一部を改訂する。